

## 原子力安全協定について

平成24年1月16日

## 1 原発立地県の隣接府県における安全協定締結に関する動向 ※UPZ圏内の府県の一覧

| 団体名    | 原発からの距離等                        | 安全協定締結に向けた動き   | 備考          |
|--------|---------------------------------|--|-------------|
| 岐阜県    | UPZ (30km) 圏内                   | ・現時点で動きなし  |             |
| 滋賀県    | UPZ (30km) 圏内<br><関係隣接県（原災法）>   | ・平成23年8月、知事と県内17市町長の連名で、関西電力などに対し、 <u>原発立地県並みの安全協定の締結を求める要望書</u> を提出。<br>・平成23年12月26日、県、高島市、長浜市が関西電力、日本原子力発電、日本原子力開発機構の3電力事業者と協定締結に向けた初の協議を実施。     |             |
| 京都府    | EPZ (8~10km) 圏内<br><関係隣接県（原災法）> | ・平成23年6月22日、知事から関西電力社長に対し、原発立地県並みの安全協定の締結を申し入れ。<br>・平成23年9月20日、関西電力と初の協議。  |             |
| 鳥取県    | UPZ (30km) 圏内                   | ・平成23年5月27日、知事から中国電力社長に対し、 <u>原発立地県並みの安全協定の締結を申し入れ</u> 。<br>・平成23年7月～11月の計5回、中国電力と鳥取県、米子市、境港市の間で協議会を開催し、協定内容を協議。<br><u>⇒平成23年12月25日に中国電力と協定締結。</u> | 協定内容詳細は別紙参照 |
| 山口県    | UPZ (30km) 圏内                   | ・現時点で動きなし  |             |
| 福岡県    | UPZ (30km) 圏内                   | ・平成23年10月7日、副知事が福岡市、糸島市とともに九州電力福岡支社に対し、 <u>情報提供等</u> に関する協定の締結を申し入れ。   |             |
| 長崎県    | EPZ (8~10km) 圏内<br><関係隣接県（原災法）> | ・平成23年7月19日、担当課長から九州電力長崎支社に対し、 <u>原発立地県並みの安全協定の締結を文書で要請</u> 。<br>・九州電力長崎支社との協議を経て、平成23年11月から九州電力本店と協議中。  |             |
| 関西広域連合 | —                               | ・平成23年8月5日、関西広域連合として、関西電力、四国電力に対し、 <u>情報提供等</u> に関する協定の締結を申し入れ。  |             |

## 2 他県における協定内容の比較

| 主な協定事項                    | 立地県<br>(石川県) | 立地県<br>(島根県) | 非立地県<br>(鳥取県)                                 |
|---------------------------|--------------|--------------|---|
| 安全確保等の責務                  | ○            | ○            | ○   |
| 情報の公開（公表）                 | ○            | ○            | ○   |
| 放射性廃棄物の放出管理               | ○            | ○            | ○   |
| 核燃料物質等の保管管理               |              | ○            | ○   |
| 環境放射線等の測定                 | ○            | ○            | ○   |
| 増設計画等に対する事前了解             | ○            | ○            | △事前の「報告」に限定されている。                             |
| 核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡       | ○            | ○            | △輸送ルート情報等の一部情報を除き、情報提供。<br>(テロ対策のため)          |
| 平常時における連絡                 | ○            | ○            | ○   |
| 保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡 |              | ○            | ○   |
| 異常時における連絡                 | ○            | ○            | ○   |
| 立入調査                      | ○            | ○            | △詳しい立入調査ではなく、原発施設内の現地確認に限定。                   |
| 適切な措置の要求                  | ○            | ○            | △特に、規定なし。(ただし、上記の現地確認の際の鳥取県等からの意見には誠意を持って対応。) |
| 教育訓練                      |              | ○            | ○   |
| 防災対策                      | ○            | ○            | ○   |
| 公衆への広報                    | ○            | ○            | ○   |
| 連絡の方法                     |              | ○            | ○   |
| 連絡責任者                     |              | ○            | ○   |
| 損害の補償<br>(風評被害も含む)        | ○            | ○            | ○   |
| 諸調査への協力                   | ○            | ○            | ○   |
| 協定の改定                     | ○            | ○            | ○   |
| 実施細目の運用                   | ○            | ○            | ○   |
| その他(協定に定めのない事項等)          | ○            | ○            | ○   |
| 原子力環境安全管理協議会              | ○            |              |   |
| 関連企業者に対する責務               | ○            |              |   |
| 自主警備                      | ○            |              |   |
| 違背時の措置                    | ○            |              |   |

\*△の事項は鳥取県から中国電力への申入れどおりに同意されなかったもの。上記△の記述のとおり、修正し、協定に盛り込まれている。